

# 岩見沢市新病院建設基本計画策定支援業務仕様書

## 1 業務名

岩見沢市新病院建設基本計画策定支援業務（以下「本業務」という。）

## 2 業務の目的

岩見沢市立総合病院（以下「当院」という。）は、経年による施設設備の老朽化、汎用性の低さ、療養環境やサービス機能の低下など様々な課題を解決し、南空知医療圏における地域センター病院として、高度化・多様化する医療ニーズや医療技術の進歩等に対応するため、新病院の整備が必要となっている。また、南空知医療圏における急性期機能の維持・強化を図るため、独立行政法人労働者健康安全機構との間で、当院と北海道中央労災病院の統合に係る基本合意書を締結したところである。

本業務は、「新岩見沢市立総合病院建設基本構想」（以下「基本構想」という。）及び「岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の統合を前提とした新病院整備基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、新病院を建設するために必要な基本計画の策定を支援することを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結日から令和4年9月30日までとする。

## 4 業務の実施

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、本仕様書に定めるもののほか、関係法令及び適用基準等を遵守し実施すること。
- (2) 受託者は、医療行政、病院整備及び運営について相当な知識と技術を有する人員を適切に配置するとともに、本業務に関する責任者となる統括責任者及び本業務の実務を主となって担当する主任担当者を自社の社員の中から選任し、委託者に報告すること。
- (3) 業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と委託者は毎週1回程度打ち合わせを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受託者がその都度記録の上、議事録として提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗に関して、委託者に対して定期的に報告を行うこと。
- (5) 本業務について必要な資料については、委託者と調整した上で収集するものとする。なお、受託者は収集した資料を毀損又は滅失しないよう扱い、本業務の履行期間終了までに返却しなければならない。
- (6) 委託業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ委託者に再委託承認願を提出し、委託者の承認を得ること。
- (7) 業務の遂行に当たっては、受託者は、個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、業務により知り得た内容等について、秘密を守り、第三者にその情報を漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (8) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに委託者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

## 5 業務の内容

岩見沢市立総合病院の新病院建設に向け、北海道中央労災病院との統合を前提とした基本計画の策定に必要な調査、支援及び成果品の作成を行う。

なお、各業務の遂行方法等は、企画提案に基づき委託者との協議により決定することとする。

### (1) 全体マネジメント

#### (ア) 基礎調査

- ・基本構想及び基本方針に関して委託者と認識を統一させ、現状や課題の再整理、最新状況を追加
- ・新病院整備に係る関係諸法規の調査
- ・医療制度改革や医療を取り巻く環境変化の今後の見通しや影響の概要を分析・予測
- ・他の医療機関の建替事例やベンチマークなど、当院との比較分析に必要な情報の収集・提供

#### (イ) 事務局会議

- ・受託者と事務局との打ち合わせ会議を週1回程度の頻度で開催（可能な限り対面とするが、WEB会議も可とする。）
- ・議事録の作成（協議・検討内容、依頼事項、決定・未決事項などの要旨を記録したもの）

### (2) 全体計画・施設設備整備方針の検討支援

#### (ア) 新病院の基本方針・基本機能の設定

- ・将来の病院像や基本コンセプトの設定
- ・標榜診療科、病床数及び病床種別、診療機能等の設定・整理
- ・患者の来院から離院までの流れについての考え方を整理
- ・運用フローチャート（概要版）の作成（※設計時に詳細化する）

#### (イ) 施設・設備整備方針の設定

- ・施設・設備に係る整備基本方針の設定
- ・新病院における災害対策・感染症対策を考慮した施設機能の検討

#### (ウ) 建設予定地選定支援

- ・委託者が提示する複数の建設候補地について、基本構想に定める下記の7点を評価項目とした詳細な比較検討・評価及び課題の整理

①必要面積 ②防災と安全性 ③早期性 ④経済性 ⑤利便性 ⑥周辺環境 ⑦法令適合性

#### (エ) 施設整備計画の検討

- ・建設予定地の建築条件等の整理
- ・建物概要（想定延床面積、構造、災害対策、部門別面積等）の検討
- ・敷地概要（建物配置、駐車場、附属施設）の検討
- ・救急、患者、一般車両等の動線を考慮した敷地内の平面配置計画図の検討

#### (オ) 設備計画の検討

- ・電気、空調、給排水、医療ガス、昇降・搬送、防災・セキュリティ、通信・ICT、エネルギー等の設備計画の検討
- ・災害対策、環境への配慮等を踏まえた設備計画の検討

### **(3) 部門別基本計画の策定支援**

#### **(ア) 部門別基本計画の策定**

- ・部門ヒアリングによる意見集約、課題抽出、解決策の整理
- ・各部門の役割、機能、業務内容、方向性及び運用方針の整理
- ・必要諸室及びその数、諸室内における主な必要設備一覧の整理
- ・各部門の運用上の連携、患者・業務動線、診療機能等を考慮した機能連携図の設定
- ・部門別配置方針の整理、階層別平面構成案の作成

#### **(イ) 人員配置計画の策定**

- ・診療機能や施設基準・看護基準等に基づいた職種別人員配置計画の作成

#### **(ウ) 院内・院外処方 of 検討支援**

- ・診療報酬、経営、患者負担などの面から、院内・院外処方の影響を調査、検討
- ※現在、当院では院内処方を実施しているが、令和2年度より障がい者支援施設など一部（5施設）に限り院外処方も実施している。

#### **(エ) 関連施設の方向性の整理**

- ・新病院との機能連携等を考慮した移転併設・現地存続等の方向性の整理・検討
- ※関連施設：健康診断部門（岩見沢市民健康センター及び北海道中央労災病院健康診断センター）、院内保育施設、市立高等看護学院、市立栗沢病院、医師住宅及び看護師宿舎

### **(4) 整備・運営計画の策定支援**

#### **(ア) 医療機器等整備計画の策定**

##### **① 現有品調査の実施**

- ・当院内における医療機器等の現有品調査
- ・固定資産台帳との突合・整理
- ・現有品リストの作成

##### **② 基本方針の設定、整備リストの作成及び設備条件の整理**

- ・医療機器等整備基本方針の設定
- ・新病院の諸室に係る主要医療機器とその台数等の整理
- ・更新・新設・現有機器の移設を含めた主要機器整備リストの作成
- ・病床数や手術・救急の規模等を踏まえた放射線機器・検査機器等の規模の整理
- ・新たに導入を検討する医療機器の整理（大型機器の場合は諸室構成への影響を考慮）、最新情報の収集・提供

##### **③ 新病院の開院前後の更新機器等の整理**

- ・新病院の開院前後で更新・導入が必要な機器等の整理と概算予算の算出
- ・移設が可能な現有機器等の概算移設費（解体・再設置に係る費用を含む。）の算出
- ・開院までの更新年次スケジュールの作成
- ・①～③を医療機器等整備計画として策定

#### **(イ) 情報システム整備計画の策定**

##### **① 基本方針の設定及び条件の整理**

- ・当院の現情報システムの稼働状況の整理
- ・情報システムの整備基本方針の設定

- ・情報システムの更新年次計画の策定と概算予算の算出
- ・北海道中央労災病院が保有する情報システム及び診療情報の統合、データ移行の検討
- ・サーバーの有無、市内データセンターの活用やクラウド化の考え方の整理

#### ②ネットワーク構築の基本方針の設定

- ・ネットワーク構築の考え方の整理
- ・データ・音声の統合ネットワークの検討

#### ③医療情報システム以外の情報コンテンツの整理

- ・現在運用している固定電話、PHSに代わる情報伝達機器（スマートフォン等）の導入検討
- ・グループウェア、人事給与、財務会計等の管理事務系システムの整備方針の整理
- ・入退室管理やセキュリティの考え方の整理

#### (ウ) 物流管理計画の作成

- ・新病院における物流管理に係る基本方針の策定
- ・医薬品、診療材料、リネン、廃棄物など、院内の物流対象品目の整理
- ・物流対象物品の供給元、使用場所、搬出入・保管・搬送方法など、物品動線の整理
- ・機械搬送設備の検討、情報の収集・提供

#### (エ) 業務委託計画の作成

- ・現在の委託業務における委託範囲、内容などの現状整理と課題抽出
- ・新病院における業務委託の基本方針策定（委託範囲、内製化の検討を含む）
- ・いわゆる政令8業務のほか、医事、情報機器保守、施設維持管理、SPD、院内保育、売店、食堂、駐車場などの運用方法から発注方式に至るまでの考え方の整理

### **(5) 事業整備手法の検討支援・設計発注資料の作成支援**

#### (ア) 発注方式の検討支援

- ・整備手法の検討（事業範囲、事業方式、発注方法、リスク分担、事業スケジュール等の比較）
- ・本事業に最も望ましい発注方式の決定支援

#### (イ) 設計発注資料等の作成支援

- ・設計と条件書の作成（規模、構造、必要諸室一覧、設備条件、概算事業費等）
- ・基本設計の発注に必要な資料の作成（募集要領、仕様書等）
- ・評価基準の作成、質疑回答案の作成など、評価・選定に関する支援

### **(6) 事業スケジュールの作成**

- ・基本計画策定、発注選定、設計、施工等の各期間等を想定した事業の全体スケジュールの作成
- ・適切な評価・選定を行うために必要な設計・施工者選定スケジュール案の作成

### **(7) 事業収支シミュレーション**

- ・概算総事業費の算出
- ・事業運営収支計画の積算（資金調達・償還計画、経営計画、キャッシュフロー計算を含む。）
- ・財源と資金調達方法の検討（各種補助金の活用、起債など）

## **(8) 会議等の資料作成等支援**

### **(ア) 会議等の運営支援**

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①新病院建設庁内検討委員会</li><li>②新病院建設院内検討委員会及び専門部会</li><li>③医師、医療技術職、看護職等に対する部門ヒアリング</li><li>④当院と北海道中央労災病院の統合調整に係る会議等</li></ul> |
|--|

- ・ 会議資料、進行案及び想定質疑応答等の作成
- ・ 議事録（発言要旨）の作成及び意見の整理

※②及び④は事務局会議と同日に開催できるよう、委託者側で可能な限り調整する。

### **(イ) 岩見沢市議会新病院建設特別委員会の資料等作成支援**

- ・ 会議資料、想定質疑応答等の作成

### **(ウ) 市民説明会の運営支援**

- ・ 会議等の運営支援（2回×5会場を想定）
- ・ 会議資料、進行案及び想定質疑応答等の作成
- ・ 議事録の作成及び意見の整理

### **(エ) パブリックコメント支援**

- ・ パブリックコメント用公表資料の作成（2回を予定）
- ・ 寄せられた意見への回答作成支援
- ・ 市民意見を基本計画により反映するための手法について検討・実施

## **6 成果品の提出**

(1) 本業務の成果品は次のとおりとする。提出時期及び提出方法については、委託者と協議の上決定する。

- ① 岩見沢市新病院建設基本計画書 本編及び概要版【各200部】

※本編はA4判縦型・左綴じ、概要版はA3判横型、いずれもカラー両面印刷とする。

- ② 議事録及び調査・分析データなど本業務において作成した基礎資料等【1部】
- ③ 上記①②及び提案書に記載した提供データを保存した電子媒体（CD-R等）【2部】
- ④ その他委託者が求める資料

(2) 基本計画書のうち、令和3年度末時点までに作成が完了した部分を中間成果品として提出し、発注者の確認を受けること。委託料についても令和3年度分を中間払とし、残額（令和4年度分）を完了時に支払うものとする。

(3) 成果品については、その全部又は一部を広く地域住民等に公表する予定のため、平易な表現で、図表化するなど視覚的にわかりやすいものとする。

(4) 履行期間途中においても、受託者がこれに承諾した場合は、委託者は成果品の全部又は一部を使用することができるものとする。

## **7 その他**

(1) 本業務の着手及び進行に当たっては、委託者と十分に連絡調整の上、実施すること。

(2) 本業務に係る文書や資料等は、原則として、Microsoft Word、Excel 又は PowerPoint で作成すること。

- (3) 各種計画等との整合性を図ること。
- ①第6期岩見沢市総合計画（平成30年3月）
  - ②岩見沢市強靱化計画（令和元年5月）
  - ③岩見沢市公共施設再編基本計画（平成31年3月）
  - ④岩見沢市地域防災計画（令和3年2月）
  - ⑤岩見沢市都市計画マスタープラン（平成29年3月改訂）
  - ⑥岩見沢市立総合病院新改革プラン（平成29年3月）
  - ⑦北海道地域医療構想（平成28年12月）及び南空知地域医療構想（平成28年5月）
  - ⑧その他委託者が指示する計画
- (4) 本業務で作成した資料及び成果品は、全て委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく、公表、貸与又は複写してはならない。
- (5) 本業務に必要な書籍等で市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。
- (6) 本業務に係る令和3年度補正予算並びに令和4年度予算が議決されなかった場合、または歳出予算について減額もしくは削除された場合には、本業務の契約締結を中止し、または契約を解除することができる。この場合において、生じた損害の賠償を本市に請求することができない。
- (7) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。

## 8 契約担当部局

〒068-8555 北海道岩見沢市9条西7丁目2番地

岩見沢市立総合病院 事務部新病院建設準備室

電話 0126-22-1650（内線 1270）

FAX 0126-25-0886

Eメールアドレス [h-jyunbi@i-hamanasu.jp](mailto:h-jyunbi@i-hamanasu.jp)